

既存の指定ごみ袋の取扱いについて

1 これまでの審議の整理

- (1) 既存の指定ごみ袋の取扱いについては、家庭系ごみ有料化制度の導入による市民の混乱を避けるため、**一定期間使用**できることについては、前回の審議会で了承をいただいている。
- (2) 結論が出なかったのは、**使用期間（1年間又は2年間）**であり、第3回審議会で、県内他市の取組状況を調査し報告することになっている。

2 県内他市の取組状況

市名	有料化開始前のごみ袋	経過措置
今治市	指定ごみ袋（超過従量制）	継続して使用できる 理由：既存のごみ袋をごみとして処分するのではなく、使い切ってもらうため
(参考) 八幡浜市	指定ごみ袋（単純従量制） ※料金改定及び形状変更	一定期間（2年間）利用できる 理由：制度導入による混乱を避けるため

3 経過措置期間について

既存の指定ごみ袋の取扱いについては、

- ①制度導入時における市民の混乱を避ける。（新ごみ袋の分散購入の促進など市民への周知徹底が必要である。）
- ②道前クリーンセンターの基幹的設備改良工事が、令和6年度まで行われる予定であり、その期間はごみ処理能力が低下することが予定されている。（ごみを分散して処理する必要がある。）

などの理由により、**概ね2年間の経過措置期間**が適当であると考えている。